

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号。以下「条例」といいます。）第七条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和二年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の日時及び場所

1 日時 学科試験 令和二年十一月五日（木曜日）午前十時から

実地試験 令和二年十一月十九日（木曜日）午前九時から

2 場所 学科試験 奈良市登大路町六の二 奈良県文化会館

実地試験 奈良市西木辻町一九一の二 奈良調理短期大学校

二 試験科目

1 学科試験

(一) ふぐに関する衛生法規

(二) ふぐに関する食品衛生学

2 実地試験

(一) ふぐの種類及び臓器の鑑別

(二) ふぐの処理に関する実技

三 受験願書の配布及び提出

1 受験願書の配布

(一) 配布期間

令和二年九月二日（水曜日）から同年十月九日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。）

(二) 配布場所

奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課、奈良県郡山保健所、奈良県中和保健所、奈良県吉野保健所、奈良県内吉野保健所及び奈良市健康医療部保健所において配布します。

2 受験願書の提出

(一) 提出期間及び提出先

提出期間	提出先
令和二年十月二日（金曜日）から同月九日（金曜日）まで（消印有効）	奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課（奈良市登大路町三〇番地）

(二) 提出方法

提出先に簡易書留で郵送してください。

四 受験資格

条例第八条の規定による資格がある者

五 提出書類

- 1 受験願書 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号）第五号様式によるもの

2 添付書類

- (一) 履歴書
- (二) 受験資格を証明する書類
- (三) 写真（出願前三月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・五センチメートルの無帽、かつ、正面上半身のもの）二枚

六 受験手数料

六千三百円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください。）

七 受験票の交付等

- 1 受験願書を受理したときは、受験票を本人に交付します。
- 2 受験票のある者だけが、試験場に入ることができます。

八 合格発表

令和二年十二月四日（金曜日）午前十時に県庁前揭示場に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

九 合格証書の交付

合格者には、ふぐ処理師試験合格証書を交付します。

十 その他

この試験についての問合せは、奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課

（電話〇七四二―二七―八六八一）において受け付けます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、試験の実施方法等を変更し、又は試験を中止する場合があります。